

## 熊本大学学術リポジトリ

### Kumamoto University Repository System

Title	参勤交代の制度化についての一考察：寛永武家諸法度と細川氏
Author(s)	吉村, 豊雄
Citation	文, 29 (史学篇) : 28 - 49-28 - 49
Issue date	1989-03-20
Type	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2298/2729">http://hdl.handle.net/2298/2729</a>
Right	



## 参勤交代の制度化についての一考察

——寛永武家諸法度と細川氏——

吉 村 豊 雄

はじめに

参勤交代制が徳川幕府権力による大名統治の横杆をなし、近世幕藩体制の政治・経済構造を根底的に規定していたことは多言を要しま<sup>(1)</sup>。そして大名の参勤交代が、元和偃武後（ほぼ元和三、四年以降）幕府によつて強制されていた江戸参勤を前提に、寛永一二年六月二一日の武家諸法度第二条で、「大名小名在江戸交替所相定也、毎歳夏四月中可参勤」と規定され、大名の基本的軍役として法的・制度的に確定されたことも周知のことであろう。

小稿の課題は、端的にいえば、大名の参勤交代を規定した寛永武家諸法度第二条が、実は肥後熊本藩主細川忠利が提示した意見（献策）を相当に組み込む形で審議・制定されたのではないか、この知られざる事実とその政治的意義を明らかにすることにある。以下、忠利の意見が披瀝されている寛永一年一一月一八日付山城長岡藩主永井日向守尚清宛書状（以下、本書状を「意見状」と呼ぶ）の内容を検討し、寛永武家諸法度第二条の発令事情を明らかにしながら、家光政権期＝幕藩体制確立期における細川氏の政治的位置、および当該期の幕藩関係・幕藩政治の特質の一端を究明したいと思う。

## 一、「意見状」の内容

豊前小倉藩主細川忠利は寛永九年（一六三二）一〇月に肥後熊本藩へ国替となつた。この国替は、同年正月の大御所徳川秀忠の死後、寛永一〇年代に独自な將軍政治を展開する家光が、豊臣大名加藤氏の領国体制を解体し、西国・九州に幕権を浸透させる最大の布石としており、ここに細川氏は同じ豊臣大名ながら幕府の強い信任を得るに至つたといえる。

いま家光政権の初年（寛永九～一二年）の主な政治的事項をあげてみると、肥後熊本藩主加藤忠広の改易（九年五月）、駿河大納言忠長の追放（九・一〇）、国廻上使の全国派遣（一〇・一）、長崎奉行竹中重義の改易（一〇・一）、將軍近臣の長崎奉行派遣＝第一回「鎖国令」発令（一〇・一）、黒田騒動の裁定（一〇・三）、將軍家光の上洛（一一・六）、武家諸法度の発令（一一・六）、といったように、この時期に親裁傾向を強める將軍家光のもとで、幕府による全国支配、とりわけ西国・九州政策は急速な進展をみている。

ここで取りあげる細川忠利の「意見状」は、熊本入国からほほ二年、將軍家光上洛と寛永武家諸法度発令の中間の時期にあたる寛永一一年（一六三四）一一月一八日、山城長岡藩主永井尚清宛の私信として出されている。この永井宛書状を便宜上「意見状」と呼ぶのは、後述の如く忠利の意見が永井氏を通して將軍家光に取り次がれ、幕政に一定の影響を与えているという書状の性格に着目する故であり、細川家の家譜『綿考輯錄』も藩祖忠利の事蹟としてその旨を明記し、忠利の意見の骨格をなす箇条を抄録して格別の位置づけをしている。全文は『部分御旧記』御書附并御書部に所載されており<sup>(2)</sup>、やや長文にわたるが紹介をかねて書状の全文を示しておこう。なお、全二〇条のなかで（ ）内に記した第六、七、八、九、一〇、一一、一六、一九、二〇条が『綿考輯錄』に抄録されている箇条である。

十月五日之御報自筆ニ而具被示下忝存候

參勤交代の制度化についての一考察（吉村）

## 参勤交代の制度化についての一考察（吉村）

一、上様御機嫌之由度々承安堵仕候事

一、何も必正月十五日過國を可罷出候之由御触状ニ付而一日千日与難有存候、又何たる御用ニテ御奉公被下候も不存候間正十五日過不申候ハゝ國を出申間數候、然者嶋津殿・我等ハ道も遠舟も不被乗所ニ候間何も二十日をくれ可申候事

一、西国筋少も替儀不承候事

一、(參勤交代)城織中風差出候事扱も／＼案申候、面白キ生付ニテ候、先第一惜候、いとをしき事ハ書中ニ難延候、少能候由申来候間安堵仕候事

一、爰元此比鶴參候而鷹ニ合申候、罷下切々振舞可申候事

一、(第六)上様万事之儀付而御心付ハ抜申間敷と思召候由、人のおもハく又有様を御傍衆ニハせんミやうを含申度候事

一、(第七)とかく天下之大病ハ下々の草臥迄ニテ候、其外ニ非道成儀不承候、少つゝの事ハなくてハ不叶儀ニ候、何と思案

仕候ても諸人之甘候御仕置なくてハ済不申候、何と存候哉、御代を此時と下々も存駄ニ候、我等なども手前之草臥ニ構申わけニテ無之候へ共、手前之借銀など皆ニ仕候ハ(第八)此儀是非申度候て、去年も隨分当年も隨分借銀を済候へ共半分迄も調りかね居申候、加様之儀手前ニ草臥なく候ハゝ是非と存候キ、身之上之訴訟のことくニハ御年寄衆へハ難申事ニ候、扣申候、是もいやしき心より如此候、余の御仕置ハ入申間敷と存候、如何、加様之文自筆ニテ可申儀ニ候へ共、たか取候而指をいたミ申候間(第九)才兵衛ニかゝせ申候故未心中之程申残候事

一、(第十)中庵無事ニ寵在候、何と申候てもおきのひ斗ハ下手医者之仕所と存候、瀉藥も補ニテ候、補も瀉藥ニ成申候、扱

こそ中を用と申事聖賢之詞是まで候、むさと瀉藥ハ勿論如何候、又補藥迄も人の死候事ハ同前候、古より家之盛時ハ瀉藥を以心安用申候故、末之家と成候へハ瀉藥をふあなかり、当代之道三流之下手医者之ことくに成下申候間、此事乍憚一言申上度候て傍にてこのミニ申候事

(第九卷) 其元大炊殿(土井利善) 一人にて如何御座候つる哉、此程何も御下之由申候間又もとのことくたるべきと存事候ニ候事

(第一〇卷) 珍敷御能被仰付候由承及候、何ち見物申度儀と存事候事

(第一一卷) 長崎之御仕置ハ事之外ほめ申候、如何御聞候哉、長崎之儀ハかくすニ不被隱所と存候、其上御代ニ惡キ事仕、唐南蛮へも惡事を申させ候ハん事可有わけにて無之候間、(柳原鑑直) 柳飛始而きつく異見を可仕と色々承候へ共少も惡事不承候、定而入御意可申と存候、貴様も同前ニ聞召候ハ、御次ニハ御耳ニも被立御尤存候、人の能事有様ニ達御耳候へ共遠国之者おのづから進申候、又惡事を能申なし候へハ、手前之善惡にハ無構、御前衆迄之追従迄ニ而身を送申候と見ヘ申候間、とかく誠之道不被廢儀候事

(松越中殿) 一、松越中殿へも其元へ当年より召候由ニ候、御懇成儀と存候事

一、伊与國ハ如何成可申哉、(保科正義) 保科殿へ可参かと申候、是も左馬殿之聟にて御座候由如何、内左馬殿被果候由惜申候哉、我等ハ左様ニ不存候事

一、其許御普請も来々年迄延申候由緩々与用意可仕候、何も悉可存候事

一、江戸御普請之刻我々などハ石垣之築方ニ候由方々(吉村正義) 申來候故其用意仕候、御意にて被仰越とハ不承候、普請之用意裏表替申候間弥違不申様ニ仕度候、加州(吉村正義) なとへ次而も候ハ、御尋候而、弥御手伝不替様ニ仕度心中ニ候間先申置候事

候事

(第一六卷) 其許も左様ニ御座候哉、一切小者無御座候而下々迷惑仕候、適々御座候へハ侍ほと切米ほしかり申候、肥後などハ人もすくなき國ニて無御座候、九州も何も右之分と申候、肥後などハ当年ハ百姓少ハ勝手能候故奉公人稀成と見候、とかく此御仕置何とそ可有御座候哉、先日本を小者之切米与定申度候、其所ニ而奉公能仕候者ハ各別之儀候、江戸迄之御仕置にてハ左様ニハ有間敷候事

一、駿府御在番衆御改易之由御尤千万存候事

参考文献の制度化についての一考察（吉村）

参勤交代の制度化についての一考察（吉村）

一、駿府火事御座候由、浅内<sup>（浅野内匠頭）</sup>内衆<sup>（内匠頭）</sup>火などハ出不申候哉  
（第一九〇年）  
 西東三月替ニ仕度儀候、二月二日ニ下々をひかへ、海上も波閑ニ罷上候へハ、東衆も雪消上下仕能可有之候事  
（第二〇〇年）  
 第一之国々之痛者供之者多召連候故國之草臥と成申候、其上江戸ヘ参候而も惡事斗多御座候、物言しけく、又人  
 多ニ候へハ身躰果候時も色々の事申候、又ニ喧嘩出来候共大きニ成可申候、扱又毎物高直ニ候て地之衆迄御痛ニ候、  
 屋敷敷も入申候、何かに付而能事ハ一ツも有之間敷候、是非以御次被仰上候ハ、御仕置之一ツニ成可申候、馬乗の  
 数ハ不入儀候、上下之人數定候ハ、可然候、扱又日本人すくなにて參候へハ事のかけ候事も人並にて候間大小身忝  
 可存候、恐惶謹言

十一月十八日

永日向守様人々御中

次に「意見状」と対をなすべき史料として年欠（寛永一一年）一一月一九日付細川忠利覚書<sup>(3)</sup>を示しておく。

〔（瑞裏書）  
 「かく殿へのとめ」〕

覚

一、きりしたんノ御せいたうにハくろふねハとめ被成候ハてハ之事

一、東国・西国之國主少つゝ國ニ御のこし被成、其子共ハ江戸ニめしおかれ、但江戸人多ニも思召候ハ、三番ニ御く  
 ミ合被成候而ハいかゝの事

一、御法度あまり大事ニ奉存、其上にん／＼心得かね申所之事  
 一、方々へ被遣候人之えらミの事

一、(金平一色) 一はく殿御入候所之事

以上

十一月十九日

内容は忠利の幕閣に対する上書控とでもいうべきものである。熊本県教育庁の写真本によると、「覚」は四枚の封紙に包まれ、一番上が文政八年（一八二五）の封紙で上三枚には封印した担当者名が記されており、これが厳重な保管のもとで伝存したこと事を示している。一番下の封紙には「かゝ殿、さぬき殿へ之覚」と記され端裏書とは異なるが、この時期の忠利と老中酒井讚岐守忠勝との宗門改め策をめぐる密接な関係からみて、<sup>(4)</sup>この「覚」が老中酒井忠勝と將軍家光の近習出頭人堀田加賀守正盛宛てられたものであることは間違いない。年次であるが内容的にみて寛永一一年一月一九日に作成されたものである。つまり忠利は永井尚清に「意見状」を出した翌日に幕府中枢の酒井忠勝・堀田正盛に上書を認めており、いわば幕府に対し二種の上書類を出してすることになる。この事実に留意しつつ以下「意見状」をみていくことにしよう。

まず書出に「十月五日之御報御自筆ニ而具被示下忝存候」とある。「御報」とは永井尚清の返書のことであり、この書出にみる限り両者の書状のやりとりは、まず忠利が永井尚清に書状を出し、次に永井が自筆の「十月五日之御報」を送つてこれに答える、さらに忠利が自らの政治的意見をとりまとめて永井に示したという順序になる。忠利と永井尚清との関係については後述するが、両者の関係が深まつたのは家光上洛（寛永一一・六〇同一一・八）に際して永井が京都での宿割などで忠利の世話をしたことによるものとみられ、最初の永井宛の忠利書状は上洛供奉から帰国した八月一三日からさ程間を置かずに出されたものと思える。

残念なことに永井の「御報」は伝存していないが、「御自筆ニ而具被示下」、「如仰」（第二条）といった断片的な文言か

## 参勤交代の制度化についての一考察（吉村）

らもうかがえるように、そこには永井自身の政治意見が披瀝されていたようである。忠利の書状はこれに答える形で出されたものといえる。細川家の家譜『綿考輯錄』が「永井日向殿ハ連々御睦く政事仕置等御互ニ御討論有之、疎意なき御交り故日向殿ち忠利君に書を寄せられ（中略）忠利君ハ御席もあらに御諫言被成度思召之砌なる故、御右筆飯田才兵衛を被召右之御返事ニして被仰達候<sup>(6)</sup>」と記しているのは大体において事実とみてよからう。

ここでは忠利の永井宛返書を便宜上「意見状」と称しているが、全二〇カ条のうち半分近くは諸々の情報を書き並べたものであり、全体的にみて「意見状」という体裁では書かれてはいない。ただ、この返書の中には幕府政治に対する忠利の「心中之程」（第七条）を吐露した箇条や、將軍家光への取次ぎによる自分の提案の政策化を意図した箇条（第二〇条）もあり、この永井宛返書が幕府政治に対する上書としての性格を有していることも事実である。ことに『綿考輯錄』が抄録している九カ条は系統だった書き方こそされていないが、確かにここに忠利の私見がもり込まれており、以下この九カ条を中心に忠利の「意見状」の意図するところをさぐってみたい。

全九条の全体的な構成をみると、忠利は、第六、七条で家光政治の病根をえぐり出し、第八、九、一一、一五、一六、一九、二〇条へと自論を展開させながら、そこで「意見状」の中心をなす幕府の軍役制度、とりわけ参勤・在府のあり方への批判とその改革案を提起している。

まず第六条は「意見状」としての実質的な導入をなす箇条であり、婉曲的言まわしながら家光の治政には重大な欠陥があると明言している。すなわち忠利は、家光の治政に対する「人のおもへく又有様」がどのようなものか、將軍御傍衆によく申し聞かせたいとの意向を示すことで、家光自身が「万事之儀」に手抜りはないと思つている幕府政治に対して、諸大名の間には厳然たる批判・不満があることを指摘している。「御傍衆」が具体的に何をさすのか問題であるが、新参側近による政治掌握をめざす家光政権の政治認識の甘さを皮肉った、幕府政治に対する痛烈な批判といえる。つづく第七条では幕府政治の欠陥を端的に指摘している。すなわち、冒頭で「とかく天下之大病ハ下々の草臥迄ニて候、

其外ニ「非道成儀不承候」と、家光政権下の治政の病根が「下々の草臥」にあるといひきり、「御仕置」を是正して「下々」の負担を軽減するよう求めているのである。「下々の草臥」とは家中の財政逼迫の事態をさしており、「御仕置」とは家中を逼迫させるような幕府の仕置、具体的には後の一六、一九、二〇条との関係からも幕府軍役制度と言いかえてよからう。忠利はこの時期の大名中の財政逼迫状態について「何方もく下々草臥申候と聞へ申候」という認識を示しているが、肥後熊本への国替、初参勤・在府、上洛供奉と続いた細川家中の財政状態は一層深刻であったといえる。時あたかも上洛供奉から帰国した同一一年八月には翌々年の江戸城普請助役の準備にかかっており、まさに忠利をして「兎角日本之上洛ハ止申間敷候」と嘆息させる事態が統くのである。

それにしても「天下之大病」・「非道」といった致命的な言辞をもつて天下の政道を批判していることには驚かざるを得ない。永井尚清との個人的な信頼関係があつて始めて使える文言であるにしても、忠利の幕政批判の根底にはこうした過重な幕府軍役への強い不満があつたことも確かであろう。<sup>(8)</sup>

そこで第八条からは「御仕置」改革の具体策を提示する。第八条の文章はやや難解であるが、漢方処方の表現をかりながら、「天下之大病」をなおすには、将軍家が「盛時」のいま「瀉藥」という思いきった処方が必要であるとする。忠利のいう「天下之大病」とは大名・家中を逼迫させるような過重な軍役制度の現状であり、その処方こそ第一九・二〇条で提起する参勤・在府制の改革ということにならう。

まず第一九条は全国の諸大名を東衆・西衆の二班に分け、三月を期とする参勤の一年交代制を提起した注目すべき箇条である。もっとも「東西」大名衆による江戸参勤の一年交代制という提案自体は格別に新しいものではない。その前提にはすでに元和三、四年（一六一七、八）以降東国・西國の大名衆がほぼ隔年交代で江戸に参勤しているという現実があり、忠利もこうした江戸参勤の実情をふまえて参勤交代制を提案したものといえる。

そこで注目したいのは、先の酒井忠勝・堀田正盛宛の上書控第二条において忠利が大名参勤の三交代制を提案している

参勤交代の制度化についての一考察（吉村）

ことである。この箇条で忠利は定着化している東国衆・西国衆による二交代の参勤をゆるめ、東国・西国衆の中から部分的に在国できる大名衆を順につくり出すか、現行の参勤の二番制（二交代制）を三番制にしてはどうかと提案しているのである。忠利としては在国衆の子息を人質として在府させる以上龐大な人数が隔年で江戸に集まる必要性はもはやないとする認識を強くもつていたものと思える。それゆえ忠利が「意見状」において参勤の交代制を提案しているのは、大名の江戸参勤の現状を前提に单なるその法制化を求めたものではない。

第一九条における忠利の主張の力点は、交代（参府・就封）時期の明確な設定、参勤交代の制度的定着による参勤・在府の負担の軽減に置かれていたとみてよい。その意味でまず第一九条で参府の時期を「二月二日」と特定していることに注目したい。丸山雍成氏が指摘されているように、元和偃武以降、諸大名の江戸参勤が定着してくるといつても、寛永二年の武家諸法度発令以前は、諸大名の参府・就封の時期や在府期間の決定に、幕府権力の恣意が介入する側面を多分にもち、これらが全体的にも個別的にも幕府一大名間の政治関係によつて運用<sup>(10)</sup>されていたのが実情であり、また武家諸法度で四月交代が決まった後も参府期日が不確定であったことを考え併せれば、忠利が参府期日を「二月二日」と特定して三月交代を提起していることに注目したい。

忠利が参府時期を「二月二日」に特定しているのは、この日が奉公人の出替期日だからである。参府に際して「供之者多召連」（二〇条）るには小者など武家奉公人を大量に雇傭・組織する必要があつた。第一六条において「先日本を小者之切米与定申度候」と小者（武家奉公人）の給米を定額公定するよう進言しているのもこのことと密接に関係していよう。忠利は参府期日を武家奉公人の出替期日たる「二月二日」に特定することで「幕府一大名間の政治関係によつて運用」されている参府時期（就封時期・在府期間）決定の不明朗さを暗に批判し、大名側が奉公人を確保しやすい時期に参府時期を固定化するよう求めているのである。この参府時期と奉公人確保との関係を示す史料として「意見状」の一三日前に出された長崎奉行榎原職直宛の忠利書状<sup>(11)</sup>をあげておこう。

一、如御状、正月十五日過在所を可罷出由被仰出、忝在國仕候、如仰迎之事ニ二月十五日ニ仕候ヘハ下々、下人など拘候事心易候間、貴様出頭人ニ御成候ハゝ加様之事能御覺可被成候事

この年（寛永一一年）の八月に在府・上洛供奉をおえて帰国した忠利は、江戸城普請助役の準備もあって年内に再度参府する予定でいたが、一〇月一七日に来年正月一五日以前の出国は無用との幕府奉書を受けた。<sup>(12)</sup> この幕府の措置を忠利も「一日千日与難有存候」（第二条）と歓迎しているが、右の榎原宛書状では、さらに出国時期が延期されて二月一五日になれば江戸に召し連れる奉公人が確保しやすいと本音を述べ、前途を見込む榎原職直にこの点への留意を注文しているのである。

忠利が「二月十五日」を参府期日としているのは幕府の指示する「正月十五日」から一ヶ月遅らせたものであろうが、そこには奉公人の出替時期以後に参府したいとする大名側の希望がこめられている。出替期日の「二月二日」という線は最低限度の希望を表明したものといえよう。その意味で「供者多召連」の参勤・在府の現状を批判した第二〇条と本条は強く結びついている。いずれにしても忠利の主張は、参勤負担を軽減するという観点から膨大な供衆の組織に要する奉公人の確保、東衆・西衆の気候・海上条件を勘案して二月参府・三月交代という点では一致している。あるいはもう一ヶ月程度遅らすことが忠利の本意だったのかも知れない。

最後の第二〇条は参勤・在府制改革の具体策として忠利が最も強く主張している箇条である。忠利は、まず「第一之国々之痛者供者多召連候故国之草臥と成申候」と、諸大名が幕府への政治的配慮から「人並」以上の供人数を召し連れて参勤することが「国々之痛」となっている現状を指摘し、さらに膨大な供衆が江戸に滞在することの弊害として、江戸での供衆（奉公人）の風儀の悪化、喧嘩・騒動の出来、江戸屋敷の維持経費の増大、消費生活人口の膨張による諸物価の高騰などをあげ、「江戸へ参候而も悪事斗多御座候」と参勤・在府制そのものへの反対意見とともにとられかねない忌憚なき結論を下している。第七条にいう「天下之大病」とはまさにこうした参勤・在府の現状をさしているともいえよう。こうし

## 参勤交代の制度化についての一考察（吉村）

て忠利は、参勤・在府制改革の具体策として、馬乗人数の廃止、供人数の定数化による参勤負担の軽減を提案し、「是非以御次被仰上候ハ」御仕置之一ツニ成可申候」と將軍家光への取次ぎを依頼し、自分の提案が幕府の「御仕置」として具体化されることを強く求めているのである。

ここに改めて先に示した堀田正盛・酒井忠勝宛上書控第二条において提案している参勤の三交代制論を併置してみる時、家光政権が大名軍役の基本として参勤・在府制を確定しようとすれば、参勤・在府の現状それ自体を制度的に改革することは不可避であったといえよう。

## 二、「意見状」と寛永武家諸法度第二条

以上、前節において熊本藩主細川忠利の「意見状」（永井尚清宛書状）に示された忠利の家光政権初年の治政に対する現状認識と改革意見について検討し、忠利が「天下之大病」と批判する幕府軍役制度の改革案として、とくに参勤の交代制（参府・交代時期の明確化）、参勤負担の軽減（供人數の削減・定数化）の二点を提起していることを明らかにした。そこで次に忠利の改革意見が家光政権期の幕府政治にどのように反映されたのかについて検討したい。この点について細川家の家譜『綿考輯錄』は次のように記している。<sup>(13)</sup>

（永井尚清）日向殿悦て則台覽ニ備られ候処、殊之外之御感にて、其後東西諸大名の交代春に定り、供人の減少、下僕の給銀等其

高を被定、天下の大悦と成命令偏ニ忠利君の御忠諫も出候事、聞伝候面々ハ甚感悦いたし候と也  
この伝聞的な記事からだけでは「台覽」の意味を文字通り將軍家光が忠利の「意見状」（永井宛書状）そのものを披見したのかどうか判断しかねるが、いずれにしても『綿考輯錄』の記述に従えば、忠利の意見は永井尚清によって家光に取り次がれ、ことのほか家光の感じいるところとなり、東・西大名衆の参勤交代制、参勤供人數の削減、下僕給銀の公定と

いつた幕府の大名政策の根幹にかかる重要な法令の制定をもたらしたことになる。

まず幕府による下僕給銀の公定とは、寛永一六年（一六三九）二月二三日「覚」において「中間・小者・草履取給分」を「金高式両式分又式両、それより下ハ相対次第たるへし、但旧功をなすにおいてハ主人の心に任すべき者也」と下級武家奉公人の給与基準を規定したことをさしている。ただこの法令を忠利の「意見状」第一六条における小者給米の公定の提案と直接に結びつける史料は見当らないので、ここでは『綿考輯錄』の記述をそのまま提示するにとどめる。

次に『綿考輯錄』は、寛永二年六月二一日の武家諸法度第二条における参勤規定の改訂（東・西衆の春期参勤交代制・参勤供人數の削減）が「偏ニ忠利君の御忠諫」をうけて行なわれたと記しているが、以下、この点について検討したい。まず、幕府における寛永武家諸法度の審議過程であるが、これがほとんど明らかではない。わずかに『国朝旧章錄』二によると、林羅山と弟の永喜が元和法度の内容・文体を全面的に改めて草案を作成し、井伊直孝・土井利勝・酒井忠勝等の老中に、若年寄兼老中並の松平信綱・阿部忠秋が加わった審議をへて、將軍家光が承認・決定したとされている。<sup>(15)</sup>はたして『綿考輯錄』の編者が記すように、忠利の意見が「台覽」に供せられ、とくに法度第二条の参勤規定の改訂に反映されたのかどうか、いまのところこの点を明示する史料は得ていなし。<sup>(16)</sup>また予想はしていたが、管見の限り幕府側の記録にもそれらしき記事は見当らない。しかしながら筆者は『綿考輯錄』の記事を基本的に信用するに足るものと考えている。以下、この点を傍証する史料等を示し、『綿考輯錄』の史料的価値を補強したい。

まず指摘したいのは、法度の実質審議時期と忠利の意見の「台覽」時期がほぼ一致することであり、また法度第二条と忠利の意見（第一九、二〇条）とが内容的に対応することである。前者について考えよう。山城長岡藩主永井尚清の参府時期を一応他大名並みに寛永二年正月一五日以降とすれば、「台覽」の時期は同年二月ごろとみてよからう、前述したように法度の審議・制定過程についてはほとんど不明であるが、その実質審議が寛永一二年に入つて行なわれたことはまず間違いない。たとえば、限病治療のため在京中の忠興は在府中の忠利に宛てた同年四月二一日付書状<sup>(17)</sup>において、「卯月十六

参勤交代の制度化についての一考察（吉村）

日之状、今日廿一午之下刻到来、令披見候、其元無替儀、未仰出も無之、日々夜々御年寄衆御法度之書物ニかゝりて御入候由、爰元へも其聞候」と年寄衆が武家諸法度とみてよい「御法度之書物」について日夜審議していることが京都にも伝わっている旨を報じており、四月中旬には法度改訂の審議が最終段階に入っていたことをうかがわせる。とすれば忠利の意見が家光に取り次がれ、審議メンバーに示されたとみられる時期と法度制定の実質審議の時期とがほぼ符合する。

そこで次に、最も肝心な法度第二条と忠利の意見との内容的対応関係についてみてみたい。まず簡単に武家諸法度の参勤規定についてみておくと、元和元年法度は第九条で次のように規定している。<sup>(19)</sup>

### 一、諸大名参勤作法之事

統日本紀制曰、不預公事、恣不得集己族、京裡二十騎以上不得集行云々、然則不可引卒多勢、百万石以下二十万石以上不可過二十騎、十万石以下可為其相應、蓋公役之時者可隨其分限矣

この条項は明らかに「諸大名参勤作法」を規定したものであるが、注釈に引かれた統日本紀の解釈をめぐって諸説がある。最近では塚本学氏が本条を大名の上洛・京中往来時の従者制限規定とし、「参勤」を天皇への参勤とみられるのに対し、丸山雍成氏は「伏見城の徳川政権に対する諸大名参勤の規定<sup>(20)</sup>」とされる。丸山氏の見解は豊臣氏滅亡後の政治状況をふまえて説得的であるが、後掲の寛永一二年法度が大名の参勤交代を規定した第二条の末尾で、「但上洛之節者任教令、公役者可隨分限事」として「教令」とはこの元和法度第九条と解するのが妥当である。したがって「元和法度のこの条が、少なくとも寛永十二年法度作成者に、大名上洛時の従者制限規定と解された」とする塚本氏の見解は肯首し得る。ここで一応元和法度第九条の規定する諸大名の参勤を「上洛」と解しておく。本条は寛永六年の法度の部分改訂でいったん削除され、同一二年法度ではその第二条で大名の在江戸交替を次のように規定した。<sup>(21)</sup>

一、大名小名在江戸交替所相定也、毎歲夏四月中可致参勤、従者之員數近來甚多、且國郡之費且人民之勞也、向後以其相應可減少之、但上洛之節者任教令、公役者可隨分限事

この条項は先の元和法度九条（上洛参勤規定）を改訂したものではあるが、旧条項は本文末尾の但書で復活しているだけであり、在江戸交替・毎歳夏四月参勤を規定した本条の基本部分は今回の法度改訂で新たに制定されたものである。これをもって参勤交代制が法的・制度的に確定したことは改めて指摘するまでもなかろう。大名の参勤交代が軍役として明示され、参勤の負担も軽減されたのである。

さて、この周知の寛永一二年法度第二条と忠利の意見を対応させると、(一)「大名小名在江戸交替所相定也、毎歳夏四月中可致参勤」—第一九条「西東三月替ニ仕度儀候」、(二)「従者之員数近來甚多、且国郡之費且人民之勞也」—第二〇条「第一之国々之痛者供者多召連候故國之草臥と成申候」、(三)「向後以其相應、可減少之」—第二〇条「馬乗之數ハ不入儀候、上下之人数定候ハ可然候、扱又日本人すくなにて参候へハ事のかけ候事も人並にて候間大小身忝可存候」、ということにならう。

まず(一)の参勤の交代制については先述のごとく元和三・四年以降東・西大名衆による江戸参勤の隔年交代の内実はでき上つており、寛永武家諸法度における参勤交代の明文化はある意味で必然であったともいえる。問題は交代時期であるが、幕府は忠利の主張する「三月替」をさらに一ヶ月延長して「夏四月中」としている。むろんこれは東・西両大名衆の最も移動しやすい時期を勘案して決定したものであり、また忠利の指摘する奉公人の出替期以後という事情も当然考慮されていたであろう。

注目したいのは(二)・(三)の参勤供人数の削減に関する対応関係である。忠利の軍役制度に対する基本認識は、一言でいえばこれを「今之世」に適合的な形で存在・機能させようといふものであるが<sup>(24)</sup>、参勤・存府についても「國之草臥」を招くばかりの過大な供人数を「今之世」に適正な規模に削減・縮小するよう求めているのである。(二)(三)の寛永法度の引用部分（「従者之員数近來甚多、且国郡之費且人民之勞也、向後以其相應、可減少之」）はまさに忠利の主張を反映した格好である。先の元和法度でも従者（馬乗人数）の削減を規定しているが、これはむしろ京中における不隠な事態を未然に阻止

参勤交代の制度化についての一考察（吉村）

するための措置であり、忠利の意見、寛永法度の従者制限の意図とは全く立場を異にしている。忠利は「國之草臥」となり、「今之世」には不合理でもあるという理由から多大な参勤供人数の削減を問題としているのであり、その具体策として元和法度で制限規定された馬乗人数の全廃、供人數總体の削減・定数化を提起しているのである。ただ改訂された寛永法度第二条では、「近來甚多」くなつた供人數の削減について「向後以其相應、可減少之」と大名側の自主性にまかせており、忠利の提案からははなはだ後退した抽象的な形で規定するにとどまつてゐる。そのため幕府はその後も度々供人數の制限を指示せざるを得なかつた。

以上のように寛永武家諸法度第二条の条文は忠利の「意見状」の第一九・二〇条とほぼ内容的に対応しており、その基本主張は武家諸法度に生かされているとみることができる。

次にこの「意見状」と寛永武家諸法度第二条との関係で指摘したいのは、「意見状」において忠利が是非とも永井尚清から將軍家光に取り次いでもらいたいとする箇条にはその旨を明記していることである。たとえば、細川氏と中央政界とのパイプ役であった榎原職直の長崎奉行としての実績を擁護した第一条では、「貴様も同然ニ聞召候ハシ御次ニハ御耳ニも被立御尤存候」と暗に榎原の中央復帰を求め、参勤・在府の現状批判・改革案を主張する第二〇条では「是非以御次被仰上候ハシ御仕置之一ツニ成可申候」と家光への取次ぎによる政策化の意図を強くにじませてゐる。また幕府軍役制度の現状を「天下之大病」と批判した第七条では自筆でないため「心中之程申残候事」と断つており、この書状を認めるにいたつた「心中之程」を強く訴えている。永井尚清が忠利の意図するところを忖度し、機会を得て家光に忠利の意見を取り次いだことは十分に有り得ることである。むしろそのように考えるのが自然ではあるまいか。

さらに忠利の意見と寛永武家諸法度第二条との関係性をうかがわせる史料をして次に示す寛永一二二年七月四日付の忠利宛忠興（三斎）書状<sup>(25)</sup>にも注目しておきたい（両者はともに在府中、前文略）。

一、其方供之者共事之外へらさるの由、残而居申候者、知行取・歩之者・鉄炮はなし、又下人までかけて、合何程

之人数にて候哉、承度候、それを我々も承、其かつこう二人を置度候事

一、又、若党鑓・長太刀持せありき候事ハ不苦候哉、先度何と哉覽承候へ共、失念候間尋申候事、以上

七月四日

三三斎

越中殿

すなわち、忠利は武家諸法度が申し渡された直後に早速供衆の削減を図っているのである。寛永一二年正月一六日に出国した忠利は、法度制定後の同年六日晦日、島津家久等五四人とともに在府を命じられ（前田利常等二六人に賜暇）、翌一三年五月一三日に賜暇、翌日江戸を立っており、在府が決まった時点で供人数の削減を実行していることになる。忠興が「事之外へらざる」の由候」といつている程であり、かなり大幅な人員縮小とみてよい。

ところで、この法度発令直後の供人数削減の実行との関係で注目したいのは、すでに忠利が寛永一年八月、入国後の初参勤から帰国した時点で参勤供人数削減の考えを表明していることである。すなわち、同年八月二〇日付日向延岡藩主有馬直純宛書状において、「江戸へ御越之刻いかにも人すくなにて可被成御出候哉、人多ニ候へハ所之草臥はてしもなき儀と見申事」と供人数削減の必要を報じ、また同様に同年一二月一日付豊後臼杵藩主稻葉一通（室は忠利妹多見）宛書状でも、「今度は人すくなにて可被成御越候、多分其段よきニ成可申と存候」と来年の参勤時の供人数削減をすすめているのである。「多分其段よきニ成可申と存候」という忠利の見通しは重要である。そこには次の参勤からは供人数をある程度削減しても幕府の心象を害する恐れはないとの確信がうかがえる。忠利の確信はどこから来ているのか。

思うに忠利は、寛永一〇年に参府し翌一一年八月に上洛供奉を終え京都を立つまでの間に（とくに在京中に）、近く武家諸法度が抜本的に改訂され、大名の参勤規定も負担軽減の方向で審議されるのではないかという感触を得ていたのではあるまいか。大御所秀忠の死後、幕藩権力体制の完成をめざす家光政権がその表象としての武家諸法度を早晚制定することは当然予想されたことである。忠利が永井尚清宛に「意見状」を出す時点で武家諸法度改訂に関する情報をつかん

参勤交代の制度化についての一考察（吉村）

参勤交代の制度化についての一考察（吉村）

でいたことはまず間違いあるまい。有力な情報源の一つが永井尚清であつたろう。忠利はこうした武家諸法度改訂に関する情報をふまえ、自分の意見の有用性を十分に見越したうえで永井尚清宛に書状を出したものと思える。

以上の諸点から細川家の家譜『綿考輯錄』の記事は基本的に信用できるものと判断する。すなわち、寛永一一年一月一八日付永井尚清宛書状において示した忠利の意見、とくに参勤・在府制改革に関する意見は永井氏によつて将軍家光に取り次がれ、恐らく家光から直接に武家諸法度の改訂について審議する年寄衆等に伝えられ、大名の参勤交代を法的に明示した法度第二条に反映されたものと推測する。この藩祖忠利の事蹟がその後長く「聞伝」えられ、宝曆改革期の『綿考輯錄』の編纂に際し編者の記録するところとなつたのであろう。

### 三、「意見状」の政治的背景

寛永二二年六月に令達された武家諸法度が幕藩権力体制の完成の表象をなし、大名の参勤交代を規定した第二条がその中核的条項として位置づけられることは大方の異論のないところであろう。この寛永武家諸法度第二条の審議・制定に際して、一外様大名たる細川忠利の「意見状」が反映していたことは以上の検討ではば確実である。しかも忠利の家光政權への働きかけは將軍近臣の永井尚清を通してだけではなく、同時に門閥宿老酒井忠勝・近習出頭人堀田正盛を介してもなされており、参勤・在府制についていえば二種類の改革案を提示する程に徹底したものである。では一大名がここまで行動する意図は何故であろうか。最後に忠利の「意見状」差出の政治的背景について検討したい。

まず細川家の家譜『綿考輯錄』は藩祖忠利の「意見状」差出の経緯を次のように説明している。<sup>(28)</sup>

十一月十八日天下御政事ニ付而思召之趣永井日向守殿迄被仰達候、其発りハ家光公日夜御政道ニ御心を被用、輔佐之歴々多候得共、数百年來乱世之後、今大平之化ニ浴し、將士共ニ自然と驕りを生し、専ラ花美を好むの芽ありて、歩

若党中央間ニ至迄も其風移り、諸国おのづから衰へ、士民困窮ニ可及かの由、巡檢の上使帰参、具ニ言上有之、家光公甚御苦惱ニ被思召候由、忠利君ハ御訳も有之、至而御懇ニ而御老中亦各御入魂也、其上先般之巡見使國々の政法委細云上有之候ニモ、肥後之事先代に困窮せし庶民、忠利君の領ニ成専仁政を施され、國老以下諸役人私曲なく、領内日を遂て静謐なる由を云上有之候由、永井日向守殿ハ連々御睦く政事仕置等御互ニ御討論有之、疎意なき御交り故、日向守殿も忠利君に書を寄され、天下の政における士民の困窮と成、繁榮とも成べき意味御示し給り度との事被仰進候、忠利君ハ御席もあらバ御諫言被成度思召之砌なる故、御右筆飯田才兵衛を被召右之御返事ニして被仰達候すなわち、同書によると、忠利の「諫言」の発りは、將軍家光が國廻上使（巡見使）の監察報告の指摘する事態（世情の奢り、諸国衰微、士民困窮）を憂慮し、永井尚清を介して信頼のおける細川忠利に「士民の困窮と成、繁榮とも成るべき」政治指針について諮詢したことにより、忠利もこれに答えて永井宛に自分の意見をとりまとめた「諫言」の書状を送ったと説明している。「諫言」という文言には編者の誇張を感じるが、私はこの『綿考輯錄』の記事がほぼ事実を反映したものであると考えている。以下、この『綿考輯錄』の記事の裏付に留意しつつ、家光政権の初年における「意見状」の意義について結論づけたいと思う。

まず永井尚清と忠利の関係について簡単に記しておこう。永井尚清は家康の近臣永井直勝（書院番頭、下総古河七万二〇〇〇石）の二男で、兄尚政は大御所秀忠の側近・西丸老職という大物である。尚清は秀忠に仕え、秀忠死後書院番頭となつて将軍家光に近侍した。そして尚政・尚清の兄弟は、家光が上洛の意志を公にする直前・直後の寛永一〇年四月と五月に、上洛への行政的布石として揃つて山城国へ国替となつた。兄尚政は淀城（三〇万石）に、尚清も大名に取り立てられて神足寺城（二万石）に配され、兄弟で「西日本諸大名にむけての、京都閥門のおさえ」<sup>(28)</sup>の役割をになうことになる。

この永井兄弟は小倉時代の忠興・忠利書状にもかなりの頻度で登場するが、緊密といえる間柄とも思えない。その後永井兄弟が山城淀・長岡（神足寺）に配され、忠利が家光の上洛に供奉して京都上鳥羽に駐留する際に永井尚清に諸々の指

参勤交代の制度化についての一考察（吉村）

導を仰いでおり、<sup>(3)</sup> 家光上洛中（寛永一一・六・一・八）に忠利と尚清の「疎意なき御交り」は始まり、「御睦く政事御仕置等御互ニ御討論有之」<sup>(3)</sup> る状態となつたものと思える。

家光はこの上洛に三〇万七千余人を動員して「武家統一の実力」<sup>(3)</sup> を示威し、ついで翌寛永二年六月に武家の最高規範たる寛永武家諸法度を発令しており、まさにこの時期は幕藩権力体制確立の画期をなしている。細川忠利の「意見状」は家光上洛と寛永武家諸法度発令の中間の時期に、両者と密接な関りをもつて差し出されているが、では家光が永井尚清を介して忠利に政治上の諮問を行なつたと仮定する時、「意見状」は幕藩権力体制の確立に向けた家光政権の政治課題とどう関係するのであらうか。

それは簡単にいえば、家光が晩年にいたるまでもち続けた現状認識、『綿考輯錄』の編者の言葉をかりれば、將士の「驕り」、諸国衰微、士民困窮という現状認識と密接に関係するものと思える。<sup>(3)</sup> もっともこうした家光の現状認識と国廻上使の監察報告との関係、「仁政」と報告された肥後の監察実態など肝心なことははつきりしないが、忠利の指摘する「下々の草臥」・「國々之痛」という状況と家光の現状認識は対応するものとみてよい。

両者の認識の相違は、家光が一貫して「驕り」ということを原因視するのに対し、忠利は「天下之大病ハ下々の草臥迄ニて候」と、「下々の草臥」の根本原因を幕府の仕置、具体的には軍役制度のあり方にみて、これを痛烈に批判しているところにある。このことは、将軍上洛に象徴される幕藩権力体系の統一状態が大名・家臣の間に幕府軍役制度への不満を増幅させていた一面をうかがわせる。しかも寛永一一年一月という時期は、上洛動員から帰国した細川氏が同年八月ごろから取りかかった江戸城普請助役（一一月九日正式命令）の準備の真只中である。忠利は肥後国替の後、初参勤・在府・上洛供奉に続く普請助役の準備にはさすがに「兎角日本之草臥ハ止申間敷候」と嘆息しているが、こうした「際限なき」軍役負担への不満は当時の大名に共通した感情であったとみてよからう。領主間戦争を前提に構築された幕藩軍事力は、いまや幕藩関係の安定状態のもとで発動のはけ口を失い、大名・家臣の財政窮乏の深刻化にともなつて「一つの危機的状

況<sup>(8)</sup>」を生みつつあつたともみることができる。「天ト之大病」とはそうした潜在状況を表現したものでもあろう。

こうして忠利は、上洛期間中に、家光の何らかの内意をうけていたとみられる永井尚清から諮問をうけ、永井宛の私信において自らの所感を披瀝したものと思える。その際に忠利は、家光政権に迎合することなく大名側からみた幕政の問題点を忌憚なく指摘しつつ、「御代を此時と下々も存駄ニ候」（第七条）と家光政権への期待感を表明した上で、「御仕置」替えの方策を提示し、強く採択を求めているのである。その主たる方策の一つが本稿で検討した参勤・在府制改革案であり、今一つが酒井忠勝・堀田正盛宛上書控第一条にみるキリシタン改めの強化案であろう。前者は寛永武家諸法度第二条において参勤・在府制の制度的合理化・負担軽減の提案をもり込む形で反映され、後者は老中酒井忠勝との連携によって寛永一二年一月からの全国的宗門改めの実施へと結実している。<sup>(9)</sup>

以上のように、肥後熊本藩主細川忠利は、熊本転封によつて家光政権の九州政策に果たす自家の政治的位置を一層自覚し、打ち出される全国・九州政策に自ら関りを求め、その達成に向けて積極的に働きかけているのである。<sup>(10)</sup>こうして寛永一二年七月、元服する嫡子六丸は忠利（越中守）の希望で「肥後守」に任官する。これが家光政権の細川家の藩屏的忠節に対する処遇の集約であり、ここに自家の肥後定着にかける忠利の念願も結実したといえる。

### おわりに

以上、熊本藩主細川忠利が山城長岡藩主永井尚清に宛てた寛永二年一一月一八日付「意見状」について検討してきた。そこでは、忠利が家光政権初年における幕藩権力構造の矛盾を指摘しつつ、その改善策として参勤・在府制の改革案を提示し、それが寛永武家諸法度の中核的条項たる第二条―参勤交代条項に反映されている事実とその政治的意義を明らかにしてきたところである。忠利の幕府への献策はこれにとどまらず、その後も続いており、そこには藩屏的意識すら感じる

## 参勤交代の制度化についての一考察（吉村）

が、こうした細川氏の行動を家光政権＝将軍・将軍近臣・幕閣との人的関係、および鎖国体制確立へ向けた動きとの関係で検討を進めるとき、そこに家光政権期＝幕藩体制確立期の幕藩政治・幕藩関係の特質の一端を提示し得るものと思う。

## 註(1)

丸山雍成「参勤交代制の形成・確立過程と福岡藩」（『幕藩体制の新研究』所収、一九八二）二五五頁。  
『熊本県史料』近世篇一、一八七〇一八九〇頁以下、近世篇を略す。

熊本県教育庁文化課所蔵写真本。

拙稿「近世初期熊本藩におけるキリシタン禁制の展開」（『九州近世史研究叢書』六、一九八五）二四九〇二五三、二七四頁。

永青文庫蔵『綿考輯錄』二六。

忠利がここで「下々の草臥」を問題にしている背景には、將軍家光上洛中（寛永一年六〇八月）に大坂商人塙屋藤左衛門が幕府に提訴するに及ぶというような家の借銀返済の渋滞という現実もあった。

永青文庫蔵『部分御旧記』類族部一、寛永一年九月二三日付日向延岡藩主有馬直純宛細川忠利書状。

『熊本県史料』三、五六八頁。

拙稿「寛永十年代の大名財政」（『史学研究』一三八、一九七七）一二頁。

丸山氏前掲論文。

丸山氏前掲論文。

『熊本県史料』一、一八九頁。

『熊本県史料』一、八一・二頁、寛永一年一〇月一八日付幕府老中宛細川忠利書状。

『綿考輯錄』二六。

『御當令条・律令要略』二二〇頁（三八五号）、大竹秀男『近世雇傭關係史論』（一九八三）五四頁。

『國朝旧章錄』二、法条之事。

『部分御旧記』に所載されている細川忠利書状で武家諸法度について述べているのは次の二通だけである。それは、法度申渡し

から二日後の寛永一年六月二三日付長崎奉行神原職直宛書状において、「一、上様御機嫌能被成御座、六月廿一日御法度之御書出諸大名不残罷出、御広間ニ而道春読申候（後略）」、「一、右之御法度書はや可參候得共、書写進入申候事」と報じている程度である。『綿考輯錄』二六（忠利譜）も同書状の前条を所載しているだけである。

『綿考輯錄』の編纂事情については、『綿考輯錄』二・忠興公上（出水叢書2、一九八八）の解説を参照されたい。

『細川家史料』六、二二二頁。

『御触書寛保集成』武家諸法度部一。

(20) (19) (18) (17) 塚本学「武家諸法度の性格について」（『日本歴史』二九〇、一九七二）二八〇三一頁。朝尾直弘「將軍政治の権力構造」（新版岩

波講座『日本歴史』近世2、一九七五) もこの参勤を上洛をみている(同論文、二〇頁)。

丸山雅成前掲論文、五三頁。

塚本学前掲論文、二九頁。

『御触書寛保集成』武家諸法度部一。

前掲拙稿「寛永十年代の大名財政」一二頁。

『細川家史料』六、四三、四四頁。

『熊本県史料』一、二七七頁。

『熊本県史料』三、五七二頁。

『綱考輯錄』二六。

鎌田道隆『近世都市・京都』(一九七六)、四四頁。

『細川家史料』十一、七二三・七二五・七三八・七四一・七四二・七五〇号忠利書状、他。

朝尾直弘前掲論文一三頁。

(32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21)  
この家光の現状認識は寛永九年以後たびたび出された僕約令に結びついている。たとえば旗本に対しては、寛永九年九月の「諸士法度」において「分限」をこえた贅沢を戒め、同一年のそれでは僕約の励行などを細かに規定している。また大名に対しては、寛永一二年の武家諸法度において、「一、音信贈答嫁娶之儀式或饗應或家宅營作等、當時甚至華麗、自今以後可為簡略、其外万事可用僕約事」「一、知行所務清廉沙汰之、不致非法、國郡不可令衰弊事」の二条を新たに追加している。なお『日本歴史大系』3

近世(一九八八)第一編第三章第四節(高木昭作氏執筆)参照。  
(33) 九州国廻上使(小出吉親、城信茂、能勢頼隆)は寛永一〇年三月中旬から翌一年正月初めごるまで約九カ月間九州を廻国しているが、その監察実態については今一つはつきりしない。ただ特徴的なこととして、上使の滞在期間の約半分が島津領の監察に宛てられていること、逆に細川領は上使の帰府直前にごく短期間の監察がなされていること、細川氏に対しては上使などから事前の助言がなされていること、等々を指摘し得る。このように上使の監察には島津領と細川領では相当な隔りがあり、島津氏に対峙する肥後に入国したばかりの細川氏の治政が家光に好意的に報告されたことは大いにあり得ることである。なお、小宮木代良「幕藩体制と巡見使」(一)(『九州史学』七七、一九八三) 参照。

佐々木潤之介『大名と百姓』(一九七一)一三一頁。  
(34) (35) 前掲拙稿「近世初期熊本藩におけるキリストン禁制の展開」二五三頁。  
(36) 家光と大名の人的関係はその後次第に変化していったようである。たとえば在府中の忠利宛の寛永一三年四月一四日付書状において、忠興が「其元万事立御耳候事不成由被申越候、御威光之つよく成申ほと左様ニ可在之と存候」(『細川家史料』六、一一九頁)と申し送っているように、将軍家光の政治姿勢に彼自身の健康状態もあってか專制傾向が強められるようになる。